

平成29年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成29年7月20日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

平成29年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

平成29年7月20日（木）午後2時から午後4時20分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

池戸悦子 委員、大久保欣史 委員、川上雅也 委員、小島一郎 委員、鈴木孝光 委員、高橋脩 委員、高柳進一 委員、竹中詠子 委員代理、玉木幸則 委員、坪井重博 委員、手嶋雅史 委員、廣田祥久 委員、牧野昭彦 委員、松下直弘 委員、三宅和人 委員、安井貴子 委員、渡辺久佳 委員

17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

なし

4 開 会

< 障害福祉課課長挨拶 >

< 委員紹介 >

< 資料確認 >

5 会長挨拶

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

皆様御承知のとおり、地域で障害のある方とご家族を支えるためには、3つの柱となる要素が必要であります。

1つめは暮らしに必要なサービスの整備、2つめには地域の組織化、そして3つめは人材の育成であります。

委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々の地域での支援を整備・充実していくための重要な協議の場であるとの趣旨を御理解いただいた上で、御遠慮なくお考えを仰っていただき、会議が充実したものとなりますようお願いをいたします。

本日の会議の内容は、先ほど課長さんからもお話がありましたけれども、第5期愛知県障害者福祉計画を含む議題が3件、報告事項が1件となっております。委員の皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会議を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですけれども、議事に入らせていただきます。皆様の御協力によって会議を円滑に進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

6 議 事

議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について

ア 人材育成部会の活動状況について

資料1 人材育成部会 平成29年度活動中間報告

高橋会長

最初に、議題1の愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等についてです。始めに人材育成部会の小島部会長、よろしくお願ひいたします。

〔人材育成部会長説明〕

小島委員

人材育成部会の小島です。よろしくお願ひします。

資料1に中間報告を出しております。

まず、29年度の研修計画についてということで、相談支援の従事者研修とサービス管理者研修のことが記載されています。

相談支援の現任研修については7月2日にスタートしておりまして、実は今日、明日も現任研修を行っております。

今日は私、今研修を抜けて来ておりまして、すみませんがこの報告が終わりましたら、研修のほうに戻るものですからご了承ください。

あと、現任者研修についても初任者研修についても、受講枠としては例年どおりで、特に現任研修は、何度も申し上げておりますけれども、計画相談が始まった後人数が増えておりまして、今年も受講枠いっぱい受講者ということになっております。

サービス管理責任者研修と児童発達管理者研修のほうも、今年度は名古屋市への委託の分もありますので、受講枠を拡大させて実施するという事になっております。

続いて2番の、今後のサービス管理責任者等研修と相談支援研修の指定基準についてですが、前回の共有会議でもご報告しましたように、サービス管

理責任者研修については、更新分は県で実施していくんですが、最初のサービス管理責任者になるための研修については指定に出していきたい。

相談支援研修についても現任研修と、今後創設される主任相談員の研修については県で引き続き実施していくのですが、初任者研修については指定に出していきたいという方向で検討しています。

1回目の部会では、指定基準のことについて、まずは論点整理のための意見を出していただいたような形になっておりまして、委員からの意見ということでは、質の確保と、適切な講師の人材確保と、修了要件という3点で、主な意見を載せております。

実際に指定団体をお願いすることを考えますと、ただお願いするだけではなく、指定を受けた事業者にもいろいろ関与しながらやっていかなければいけない所が残るのではないかという意見が出ておりまして、そのバランスが今後のポイントになっていくのかなと思います。

講師の人材確保のことにつきましても、研修が増えていくということで必要なグループのファシリテーターも増えていくことが予想されますので、どのように確保していくのかとか、前回の協議会で高橋会長からもご助言いただいたところですが、そもそも必要な講師像、ファシリテーター像はどんなものなのかということも検討していかなければいけないのではないかという意見をいただいております。

修了要件についても、以前から意見をいただいているところですが、基本的に課題を提出して研修に出席すれば修了証が出ることになっていますが、そこを受講態度ですとか、研修の中身も含めて工夫していく必要があるのではないかという意見が出ております。

この3点を中心に、今後指定基準も整理していくということになります。

少し余談のような話になりますが、相談支援のほうは6月末に国研修が行われておりまして、31年度から始まる新カリキュラムへの部分的な切り出しと言いますか、例えばこういう研修があり得るんだよということがプログラムとして組み込まれていましたし、サービス管理責任者の研修も、秋には国研修があるそうですけれども、こちらも新カリキュラムを意識した内容で行われると聞いています。今まで分野別に行ってきた分科会と言いますか演習も、分野を取り払った形で行われると聞いていますので、カリキュラムの改定に向けて具体的な動きに沿っていく必要があるのかなと考えています。

ただ単に、研修カリキュラムが変わることに合わせると言うことではなくて、国研修を聞いておりますと結局、研修体制とか人材育成ということをお県レベルと各市とで連動してどうしていくんだということが問われるのかなと思っておりますし、繰り返し、県単位での人材育成ビジョンをはっきりさせ

なさいということも言われておりました、二言目には国の研修でも、人材育成部会人材育成部会と言われておりました、そのたびに少しなんというか、憂鬱な気持ちになってはいけないんですけれども、しっかり検討していかなければいけないと思っている次第です。

結局、県の研修と地域の連動ということを考えると、やはり地域アドバイザーとの連携が必要になってくるのかなと考えているんですけれども、先ほどの資料の説明で言いますと、圏域単位で各市町に基幹相談支援センターが立ち上がってきて、そこと地域アドバイザーがどう連携していくのかということが地域アドバイザー会議のほうでも検討されていますし、今後検討されていくということですので、研修体制のことも含めて話題にさせていただければと思っておりますし、必要であれば一緒に意見交換もさせていただきたいと考えております。

指定基準ですとか、新しい研修のカリキュラムについては以上です。

3番目、地域における人材育成の状況についてということで、人材育成部会でも、地域アドバイザー事業の昨年度の研修実績を報告を受けております。

あと県関係の研修ということで、精神保健福祉センター、コロニー、県社協の計画の報告も受けております。

最後に、今年度の新たな相談支援従事者とサービス関責任者等の研修については、2番目の表のところにあるような形で行っていきます。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。今、人材育成部会の活動状況について御報告いただきましたけれども、皆さん何かこの点について御質問、御意見ありませんでしょうか。

従来から人材育成については、量の拡大をどう対応するのか、もし指定するならば研修実施者及び研修受講者の質をどう担保するか、それからこれらの事業をどういうふうにとどこでどう管理するのか、この3つの点が大きな論点でした。それに関していろいろ検討を深めて、皆さんの御意見、昨年度の最後の協議会での御意見を踏まえて、こういうふうに進めていただいているという状況であろうと思います。

皆さん何か御質問、ご意見ありませんでしょうか。ぜひ伺って、充実したものにしていきたいと思っております。

玉木委員

玉木です。

指定に出した場合の質の担保ということではやはり、愛知県で共通のテキ

ストを作るとか、一定の中身を共通化していくとか、そういう形にしたほうが、ゆるい指定先を受けたほうがいいよとか、そういう形になると結局質の担保が計れないということになる。

指定先が集まった共通のプログラム会議などを設定していくことによって一定の質の担保が可能になるのではないかということ、

修業要件については、共通講義は座席指定で番号を振って、寝ていたり。スマホを使っていたら注意をする。それでも聞かない場合は所属法人に電話を入れて法人から注意をする、それでも注意を聞かなかった場合は修了証書を発行しないと実施要綱の中で書いてしまうといった、それくらいの県の指導力をもって、姿勢については正していくという方法も考えてはどうかという声を聞きます。

高橋会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

小島委員

ありがとうございます。テキストのこともですし、複数の団体に指定した場合に、標準化した形でやっていかなければいけないという意見は確かに出ておまして、また（指定に）出せばなしではなくて、研修の中身の会議にも、県がある程度関与するとか、今御意見があったように、各団体ばらばらではなく、共通の部分を確認していくことは大切と思っていますし、座席を決めて一人一人に意見をしていくのも、今の研修でもやってなくはないことですが、どこまでそれをルール化して、周知しながら毅然とやっていくことが大切と思っていますので、参考にしたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。他には。

松下委員

意見というか、感想になるかと思いますがけれども、

児童発達管理責任者研修の運営にも携わっております、愛知県知的障害者福祉協会の松下です。

初任者研修を指定業者に出していくといくことになりましたけれども、国のほうで、共通のテキストを作っていこうと言う話をちらっと聞いたことがありますので、そちらのほうも確認してみたいと思いますが、もし出てくれば、それが活用できるのかなと思っています。

そうすると自然と定期的な、例えば市町村の委託の相談支援や、基幹相談センターなども自立支援協議会で事業実施の評価をしていると思いますので、それと同じような形で、業者の評価を自立支援協議会や部会を通じてやるということがあってもいいのかなと思います。それによっては指定の更新がある、ないということも出てくるのかなと思っています。

分野ごとの演習を実施してきた時の話ですが、現に児童発達支援管理責任者の研修では、効果測定を既に4、5年程実施しています。研修の一番最初と全ての演習が終わった最後の2回測定します。

最初の段階で、どの方が少し力が達していないかということの確認ができますので、少し集中的にこの方には関わってほしいと、ファシリテーターも意識しながら演習を実施しますので、最終的に効果測定を2回目やった際に、伸びた方、やはり達しなかった方という評価はできますので、現状それをこの後何かに活用しているということはないんですが、例えばこの先、このままだと実際にサビ管や児童発達支援管理責任者を担っていくにはしんどいかなという方については、実績でフォローをしていくことも可能かなと考えております。

これをどのように位置付けていくのかということ是要検討かなと思いますけれども、今まで効果測定でやってきた成果としては、そういったものが実績として見えてきているかなと感じていますので、参考になればと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。この件については何かありますか。

小島委員

相談支援従事者研修とサービス管理責任者等の研修のそれぞれに携わっている講師の方々に年度末に1度、意見交換の機会を持ってありますし、児童発達支援の分野でそういった工夫をしていると言うことはお聞きしていて、特に相談支援の研修に関わっている講師の皆さんも刺激を受けたというか、面白い工夫だと言う意見も聞かれておりましたので、特に今後も指定に出していくということもですが、受講者数が増えていくという意味で、どこまで研修の質を保っていくかという工夫は運営上必要かと思いますので、また参考にしたいと思います。

高橋会長

色々なアイデアを出していただければ有難いと思います。他にいかがで

しょうか。

川上委員

愛知県というより国レベルの話だと思いますけど、介護保険のケアマネのような制度にしていくことによって、サービス等利用計画の計画作成費とか、もう少し、国に御理解をいただきたいと思います。

前にも言いましたけれども、私たちの圏域でやっているところでは、人件費の20%位しか稼いでいない。表現は悪いですけども。

モニタリング等を、ケアマネ的な発想がされていない。それについては、少しお金があるとか、無理している所が参入してくださるだけで、私たちの圏域でも、社会福祉法人が全部入っているかというところに入ってもらっていない。

お願いに行っても、「そこまではやれない、20%位しか稼げないところに、中堅以上の方々を置けないんだ」とまともに言う社会福祉法人もいて、何か、御奇特的な団体しか入ってくれないということでは、この制度がもう少し、国として厳格なもので、ケアマネ試験のようなものがあれば、裏打ちされてシステム化されていて、お金もモニタリングもちゃんとついてくる、月に35件から40件で40万位稼げるという制度にしないと、継続的に運営できないのではないかとということ。

更に、市町によって補助金を、圏域内の2つの市町で補助金を実施していて、3つ目の市が補助金を新たに1件いくらかで上乘せしようと言う動きがあるなど、名古屋市や豊田市は既に実施されているようですが、市町村格差があまりに激しい空気になっていますよ。備品や車、家賃補助を出そうとしている、または事実出している圏域内の市町があり、市町間格差が出てきていることに関して、憂慮すべき課題になっていることを最近、痛感しています。

高橋会長

そういうことについて国に要望を出せ、という御意見ですか。

御指摘の状況について、何か、部会長から御意見があれば。また県のほうとして、今の御意見についてどう考えるのか、そのところをお願いします。

小島委員

介護保険のケアマネージャーとの比較もよく聞くところで、報酬のこともありますし、一方で研修時間が、ケアマネは改定されて、研修時間がかなり延びたんですかね。どこまでかは分からないですが、相談支援のほうも、意識してたぶんカリキュラム改定ということにもなっているかと思います。

特に、報酬のことについてはずっと言われていることで、確かに市町村格

差の話もありましたけれども、実際に運営していけるような形ではないと、なかなか質、質と言うんですが一方で質どころではない。ということはずっと言われているものですから、また機会があれば、意見として言うことが大切かなということ。

結局、24年度に始まって27年度からはサービス等利用計画というものがないと、サービスが基本的に利用できないような形になっているんですけども、計画自体はある程度、揃っているんですけど、最近、県内の各市町の研修の相談ですとか実際研修に呼ばれていくと、結構、ぎりぎりのところでやっていることがよく分かるといいますか、実際に相談支援の方だけでは回れずにいろいろ手伝いながらやっていると言う実態が見えているということがありますので、そういうことを市町だけで何とかしているということではなくて、色々な課題を共有しながら考えていくことが大切なのかなと思っております。

高橋会長

県の方からは何か。

立花主幹

障害福祉課の立花です。相談支援のサービス等利用計画の報酬が、先ほど小島部会長から言われたように、24年度に始まって、27年度から全てのサービス利用に計画案をつけなさいとなっていて、非常に利用が拡大したけれども、報酬上は非常に低いということもあります。

県では24年度以降毎年国のほうに、相談支援体制整備のために、きちんとした報酬を確保する趣旨の要望を出すとともに、一人の相談支援専門員が一体何件くらい、基準にしてそのくらいの報酬が貰えるのか、という一人の方が担う件数等の基準も示してほしいという要望も出しております。

来年度、報酬改定が予定されておりますが、それに合わせて国のほうも経営状況の調査などもされているようですので、それを見て、必要であれば国の方に働きかけをしていきたいと考えております

高橋会長

ありがとうございました。それではこの件については他にご意見がないようですので、人材育成部会で引き続き検討をお願いします。

議題（１）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

資料２ 地域生活移行推進部会 平成２９年度活動中間報告

高橋会長

続きまして、引き続き、地域生活移行推進部会の報告について三宅部会長から、お願いします。

三宅委員

地域生活移行推進部会の三宅です。資料２をご覧ください。

まず第一に、精神障害者の地域移行支援について、部会から市町村に研修を行っていただき、また精神保健福祉センターにも研修をしていただき、啓発活動をしているところですが、現状をご覧いただくと、なかなか結果がまだ出ていないと思います。各圏域での新しい取り組みに対して、評価がすぐ出るものではないかと思ひ、これから若干の結果が出てくるのではないかと思っています。

資料右側の「今後の取組等」の中では、真ん中あたりのコア機関チームの活動についてさらに期待をしたいと思っています。

「精神科病院等への対応」と書いてありますが、病院のガードが堅いケース等は、保健所がコーディネートの役割ということで、保健所の力も借りながらさらに推進できればと思っています。

今年度精神保健福祉センターのほうで実施されますピアサポーター研修にはとても期待しているところです。やはりピアサポーターの活動は一つのキーパーソンになってくるのではないかと思っています。

実態としては、あまり進んでいないということがあります。

続きまして、地域生活支援拠点等の整備について、これについても進捗状況を市町村に照会しながら情報を整理しているところで、国で整備目標を第５期基本計画へということに延期になってしまったために、市町村の温度は下がって、さらに平成２９年７月７日の通知を見ると、これまでの「機能全てを備えることとする」から、「市町村の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の充足の程度については、市町村が判断する。」と、そんなことを国が仰っているので、今後は市町村の温度差が出てくるのではないかとそんな心配もしているところです。

また進捗状況を確認しながら、対応することが必要になるかもしれないと

思っています。

1枚めくっていただいて、「グループホーム整備促進制度について」本県には896のホームがあり、徐々に増えつつありますが、その増加に伴って。質の調査に取り組めていないので、今後については、質を調査する必要があると思っています。会長からも前回ご指摘いただいたところですが、その課題が、今年度提出されています。

グループホームは数的には少しずつ増えていくかなと思っています。

もう1枚めくっていただいて、新しい課題ということで、「精神科の地域移行をすすめてきたが、第4次計画の進捗状況のところでご報告があるかと思いますが、入所施設からの地域移行について進んでいないのではないかという課題について再度、考える必要があると思います、今年度の新しい課題として取り組んでいきたいと思っています。

部会だけではどうにもならないこともあるので、入所施設や関連される知的障害者福祉協会のご協力も頂きながら、入所施設からの地域移行を推進できればと思っています。

最後、もう一枚めくっていただきまして、重度心身障害児者の生活支援についてですが、今年度の課題にあげたいと思い検討をしたところで、地域ごとで課題に上がっていたり、上がっていなかったり、課題のとらえ方に温度差があり、またケースが少ないという事情もあり、検討をしようかと思ったんですが、今年度については重症心身障害者の地域生活移行支援については、議題としては取り扱わないことになりました。

添付の資料については、また別途ご説明していただけるのではないかと思います。以上、ご報告です。

高橋会長

5点について検討を進めていただいているということですのでけれども、最初に、精神障害者の地域移行支援について、皆さんから御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

廣田委員

愛知県精神障害者家族会連合会の廣田です。

資料2の1ページ目に「精神科病院等への対応」のところでは本人に意識を持ってもらうために、今後はピアサポーターの活動が重要となっていて、私もピアサポーターの活動は実際重要だと思っているんですけど、このピア

サポーターというのは職業として成り立つものなんでしょうか。それともボランティアとして活動するべきものなのか、その辺の位置づけを明確にしてほしいと思っています。以上です。

高橋会長

いかがですかね。

三宅委員

現行での、先行地域の話聞いた所でいくと、職業としては難しいし、御本人もそこまで背負っていくのはまだ、大変ではないかとそんな話は聞いています。若干の報酬を取っていただきながら活動していくのがよろしいのではないかと思います。

高橋会長

どういうふうに養成・配置し、組織化し、活用していくのか、その辺のところも検討していかれるのですか。部会としては。

三宅委員

県の研修がちょっとどのように開催されるのか内容がまだはっきり分からないので、そこを踏まえてということにはなりますけれども、地域のコアチーム等の中にピアサポーターも入っていただきながら活動していくのかなど、そんなイメージではいますけれども。

高橋会長

では、県の取組についてお願いします。

古橋室長補佐

今ご質問のございました、ピアサポーターの養成につきましては、今年度新たに始める事業でございまして、当事者の立場で、入院や地域生活における御自身の経験等を生かして、地域移行を推進するために支援にあたるピアサポーターとして養成してまいります。先ほど、これが職業として成り立つかという御質問もありましたが、まずは養成研修を受けていただいて、基本的にはボランティア的な立場になるかもしれませんが、若干の報酬的なものの支給ができるかというような状況で検討しながら進めていきたいと思っております。

今年度は研修を1回開催する予定でして、参加者としてはピアサポーター

として当事者と支援をされる方も含めて対象として研修を実施していきたいと思ひます。

養成した後でござひますが、ピアサポーターの方と支援者の方が県内の精神科病院を訪問しまして、実際に入院患者の方または病院の職員の方に、地域で生活しているイメージを学んでいただく、お話を聞いて知っていただくと、そういったプログラム、体験談のプログラムを具体的な事業としては実施していきたいと考えております。

高橋会長

ということでしたが、とりあえずよろしいですかね。

では、今年新しく始まる事業ということですので、取り組んでいただひて、最後の協議会のときでも、実施状況についてご報告いただければと思ひます。

やはり移行ということになったら、ご本人は長く病院に住んでいるので、不安があると思ひうんですね。いかに地域生活についての理解を深め、安心感を持っていただくか。そのためには実際に移行した方、住んでいる方から伝えていただくのがとてもインパクトがあるのかなと思ひます。重要な取組みと思ひます。その点よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

松下委員

松下です。住まいの場の確保について、多様な居住支援メニューの必要があるということですがけれども、何かこう、こういったものがあるというようなものが事業のなかに出てきているものではないでしょうか。というのは、特別ホームが増えていかないという現状も聞かれてくる中で、他のメニューが何かあるのかなと思ひうという、支援体制としては十分ではないところもあるかと思ひうんですがけれども、福祉ホームを市町村が地域生活支援事業として実施しているということで、事業としてはここにつながっているのであれば、既に一つの方法かなと思ひったところもあります。支援が十分ではない事業ではありますけれども、それ以外に何かこういったものが、事業者として取り組むことができたならもう少し増えていくのではないかという事業があるのであれば、そういったものをうかがえればと思ひます。

高橋会長

よろしくお願ひします。

三宅委員

住まいについて多くの議論はされてはいないんですけれども、シェアハウスのようなものもいいのではないかというふうには期待はしています。本人がグループホームの生活を望まれないという方がたくさんいらっしゃると、グループホームという形態よりも、アパートとか、共同住居みただけでもシェアハウスでとか、必ずしも福祉サービスの中で生活の仕組みを作らなくてもいいのではないかというふうな意見も出ています。

高橋会長

この件についてよろしいでしょうか。今のことですか。

鈴木委員

前回の自立支援協議会で、障害者差別解消法ができた時に県の公営住宅の保証人制度は、(保証人が)なくても入れるよというような文言があったかと思うんですが、その確認をとらせていただきたいと思うんですが、実はぜひそういったことも、誰も保証人になる人がいないという場合に、住む場所が第一に必要な方たちが実際に地域移行をする場合に、一番重要な部分が、保証人制度によって断念せざるを得ないという状況がある中で、地域移行というのは一番大きな問題かなということも思ってきたものですから、その辺の確認をさせていただきたいですね。

高橋会長

この点、いかがですか。

立花主幹

県営住宅の保証人なんですけれども、県営住宅については保証人が要ることになっています。

愛知県の条例で決められていまして、ただ近隣の大きな県内の自治体でも保証人を要件から撤廃しているところもありますので、引き続き県営住宅の所管部局のほうに働きかけをしてまいりたいと思います。

高橋会長

よろしく願います。それでは次、地域生活支援拠点等の整備についてに移りたいと思います。これがなかなか進まない。この件についてご質問を。

個人的には、うまくいくのかこの計画は、と思っているところがあります。なぜうまくいかないのか、部会のほうでは検討してみえますかね。

私の質問としてうかがいたいですが。

三宅委員

そこまでは、検討はなされていなくて、進捗を管理している程度ですが、各委員の地域でもなかなか進まないというのが実態としてありますので、教えていただきたいくらいの話にはなっています。

高橋会長

国の言いなりになるのではなくて、国の事業には失敗の事業もあるわけですから、やはりうまくいかないときには本質に立ち返って、制度を批判的にみていただければ、と会長としては思います。

ぜひ、この件については何か、委員からの御質問を。

川上委員

2月くらいですかね、国が方向性を言って、夏くらいに示すのではないかなというのが7月7日に部会長さんが言われたように私も国から出たものをざっと見ましたけれども、結局、手嶋先生がよく言われる「ゴールが分からない」というのがあって、期限も延ばしたものだから腰砕け状態で、どこまでいったらいいのかが分からないという、先ほどの文書でも温度差が、市町村にお任せをするというようなことまで言われてしまうと、どこまで行くも行けたのかなという話があって、5つの機能について各市町で話をしている、体験（の機会）と緊急時の受入れが非常に大きな山だねという、それをやるにあたっての支援体制は、例えばある市で運営会議をやっていると、私たちこの辺にいる10人ぐらいから班を作って、何かあったら、場所があったとしたらそこで支援体制を組むしか、若いお兄さんやお姉さんでは見えないと思うから、40～50歳の中堅どころでやるしかないねと言う話が出るくらいの話にはなっていますが、体験や緊急時の場所ということでは、公営住宅ですと、県営住宅等をこれはハードルが高いとは思いますが、場所がないことにはやれないということで、各市町は空き家をもう一度探しましょうかとか、滞納物件をもう1回、昔グループホームで探した時みたいに探しましょうかといった話も出ているくらいに、2番（体験の機会）と3番（緊急時の受け入れ・対応）を取り組むにあたっての、国がこのような文書しか出て来ないとなれば、県庁として一定の方向性を示していただかないと、よくわからないのが市町の実態かなというふうに思っています。以上です。

高橋会長

というようなご意見ですが、部会長さん、いかがでしょうか。

三宅委員

とても苦しいご質問を受けたなというのが実感なんですけれども、先ほど会長も仰ったように、うまくいかないときには批判的という御意見があったので、またその視点でも委員から意見をいただきながら、検討してみたいと思います。

高橋会長

ぜひ、少し根本に立ち返って吟味していただければ、と思います。
他に御意見を。どうぞ。

玉木委員

すいません玉木です。

この拠点整備については、国がやれというからしなければいかんという気持ちでおるからこれは進まないと思っていて、例えば都道府県にしても市町村にしても障害福祉計画で各種別の設置目標というのか、達成目標を挙げている訳であって、にもかかわらず今の福祉サービスは指定事業ですから、この事業をやりますと言うと認可をばんばんおろして行って、結果的に就労Bがふえるとか、放課後デイが増えるとか、偏りがひどくなって、結果的に緊急ショートであったり、集団的なものが足りないということになったりするので、やはりもう一度その、障害福祉計画を立てる際に、この市町なり都道府県には何が足りていて、何が足りてないのか評価をかけると、その上で先ほど御意見があったように、特に社会福祉法人には社会貢献の責務と言うのが法人に課せられている訳ですから、例えば市町とか都道府県で、社会福祉法人の担当者が集まって、何が足りていて何が足りていなくて、それをどこの法人が担っていくのか、どこの法人が分担していくのか、またそこに県とか市町はどう関わっていくのかということを一体的な評価と行動計画などを立てないと、結局この拠点整備計画も形だけで終わってしまうのではないかと思います。ここのところを今回、もう一回見直してほしいと思っています。

高橋会長

ありがとうございます。そういったことを踏まえての今回第5期の障害福祉計画ということかなと思います。お手元の資料にも、地域生活支援拠点等の整備について、それから、障害福祉サービス見込量に対する利用状況がまとめられております。ぜひ参考にしていただいて、皆さんご検討していた

できればと思います。

ありがとうございました。それでは次に進ませていただきたいと思います。

グループホーム整備促進支援制度と、次の入居施設からの地域移行について、これは相互に関連した問題ですので、この2点について皆さんに御質問、御意見をお伺いしたいと思います。これは後の議題である第5期障害福祉計画とも大きく関係をしていますので、是非御意見御質問をうかがっておきたいと思います。いかがでしょうか。

松下委員

グループホームのほうですけれども、設置をしていこうと思った時に整備費が確保できないので作れませんという声も聞くんですけれども、反面各市町村で空き家対策をしていこうという話が進んでいる中で、例えば新しい建物を建てるのではなくて、中身の改修費が何か確保できれば実行できるんだということであれば、もう少しスピーディに対応できるところもあるのではないかとおもいますが、そうするとそれぞれの市町村で空き家対策が、県としてそのあたりの取り組みがあるのか分かりませんが、そういった辺りの情報を共有していくのが、一つ進めていく上で使える材料になるのではないかと考えたところです。

あと入所の関係で調査をされるということですが、恐らく福祉協会の方でも全国調査をしておりますので、重度化・高齢化でなかなか地域移行は難しいという答えが出てくるだろうとは思いますが、そうすると、既存の調査である程度分かっているところから更に一步踏み込んで、どんな答えを出して、引き出したいかということ、実態を確認したいのかということ、仮説をたてられて調査を進められると、既存のものとは違う、愛知県ならではの实態が見えてくるのかなと思いますけれども、ご検討いただければいいかなという提案です。

高橋会長

いかがですかね。これについては県も既に、施設入所者の移行に関する調査を実施しています。その概要と活用について少し説明を、部会長いかがでしょうか。

三宅委員

正面からお答えすると、重度化とか高齢化で難しいという御意見もお聞きするところなので、今ご指摘いただいたように、もう少し踏み込んだ設問の仕方があると、本当の真意のところ少し出てくるかなというふうに期待したいと思っています。

高橋会長

よろしいですか。

三宅委員

人の問題、特に世話人の問題があり、先ほどご説明していなかったですけども、作りたいけど人がいないという意見はあるので、ここでも人材不足の問題は大きいなどは思っています。

高橋会長

どうですか、県の調査については。

立花主幹

ここの資料にある入所者というのは、グループホーム入所者の声を参考にグループホームの質を評価しましょうという取り組みになるものですから、松下委員が仰っている施設入所者がここの資料では対象にはしていないんです。

松下委員

ここと言わなかったのでいけなかったんですが、入所施設からの地域移行についてという資料の中で、今後の取り組み等ということで、ニーズ調査をするということが書かれて…ああ、そういうことですね、地域に移行した事例の調査・分析することなんですね。私の読み違いということ、施設からの地域移行がなぜこうなのかということではなくて、既に移行できた事例を通して、その成功事例を積み上げていって課題の整理をしていくといった調査だったということでしょうか。

立花主幹

今後の取組等の二つ目の○、「事例の調査」は仰る通り、好事例の調査をさせていただいて、たぶん重度化・高齢化と言いながらも、キチンと地域移行されている事例は少なからず地域にはあると思うんです。

そういったものをどうしてそれが達成できたのかということ、これを個別に調査分析をして、それが他地域ではなぜできないかということ、この地域で当然社会的資源や人的資源が異なりますので、そのままは適用できないんでしょうけれども、方法を工夫すればできるとか、そういった検討材料にはなってくると思いますので、そういったことをここでいう事例の調査ではやって

いきたいと思います。

松下委員

わかりました。私の資料の読み方のミスだったということが分かったんですが、うまくいく事例をたくさん積み上げていって、それをホームへの移行であったりとか設置に積極的に取り組んでいただこうという形で活用をしていきたいということだという理解をしました。

そうするとたぶん、各市町村への研修会等でこういう形で実施ができるよということを伝えていくことができるじゃないかといったことで、促進ができるということを期待できるということだったと思いますね、わかりました。それではこれは、取り下げます。

高橋会長

ちなみに、グループホーム整備促進支援制度の資料の一番下に表がありますね。それを見ていただくと、住居数の推移が 26 年度と 29 年度を比較して 209 増えているんですね。これはパーセンテージでいうと 30%の増加になります。そして定員数の推移も 3,500 から 4,700 に増えています。これは、4 年間に 1,222 名増えていて、35%の増加ということになります。着実な実績かなと思うんです。

そしてもう一つ、参考資料の平成 28 年度の各圏域別各市町村の障害福祉サービス見込量と利用実績のところを見ていただくと、グループホームはほぼ 100%の達成率です。ですから、この事業については比較的順調に推移しているのかなと思います。にもかかわらず、地域移行が進まないのは何故なのか、特に施設からですね。ここのところを分析していただければ、と思います。

私は、このグループホームに入っている方々の多くは、家庭からグループホームに移行した方々で、施設からグループホームに移行した人は少ないのではないかと推測しています。そうすると、これから地域生活移行推進部会として取り組んでいただく重要な課題は、施設から地域への移行を如何に促進するのか、その隘路はいったい何なのか、になります。今回行われた施設調査をしっかりと分析していただいて、移行推進に向けて取り組んでいただければと思います。

頑張ってはきたんですね。実際に、グループホーム支援コーディネーター、地域アドバイザー、そして地域生活移行推進部会の皆さんもよく頑張っていた。

今後は、どこからグループホーム等へ移行したのか分析していただければ

と思います。ついでのことながら、この説明会や見学会、相談会に参加した人は、入所施設の関係者が参加しているのか、についても。

ほとんどは地域の人たちではないかなと思えるんですね。そうすると、これから施設から地域への移行を推進しようと思えば、実際に障害のある方が住んでいる施設関係者に部会等に参加していただかないと、事は進みようがない。

また、施設から地域に移行するときの最も重要なキーパーソンは保護者、御家族ですが、その反対がけっこう多い。地域移行への本人の不安に加えて御家族の不安の問題も大きい。

そして何よりも地域の社会資源の整備が遅れている。

そういったことも踏まえて、もう少し踏み込んで検討していただければと思います。いかがでしょうか。部会長。

三宅委員

入所施設からの地域移行は、知多圏域を見ている、本当に進んでいないこと、ある時期でピタリととまっていることを実感しています。なぜかは当然検討していかなければならないと考えるが、御検討の視点について助言をいただいたのでまた検討できるとよいと思う。

本当にこの問題を、一つは世話人不足の問題を解決できる方法があればといつも思うところではあります。

高橋会長

もう一つ言わせてください。全ての障害者支援の基本は、障害者基本法第3条だと思っんです。どこで、だれと、どのように暮らすかの選択は、障害がある人の権利であると、改正障害者基本法第3条に明文化されている。

現在、施設で暮らしている障害のある方々の大多数は、自ら望んで施設に入った訳ではない。そして今度は、また一方的に出て行きなさいと移行を強制される、これは良くないですね。

地域移行についても、施設で暮らしたいのもその人の権利、出て行くのもその人の権利、出て行きたいという人があったら、それをいかに応援するかが自立支援協議会の役割でもあるし、全ての支援者の役割だと思っんです。

ですから、この移行を考えるとときにも、第3条の、どこで、誰と、どのように暮らすかは、その人固有の権利であるということを基本に据えて、この根本を踏まえて推進していただければと思います。よろしく願います。ここが問われていると思っんです。どうぞ。

廣田委員

本当に今高橋会長が仰ったことが、自分の身に置き換えてもすごく実感できることで、施設、僕は病院に入院していた時期がすごく長かったんですけども、そこから一步出る、出たいという気持ちはあるんですよ確かに。なんですけれど、出る直前になるとものすごい恐怖感に駆られ、そしてその場所にもすごい不安がある。それをどういうふうにしていくかというのが、先ほどのピアサポーターの役割だとも思うんですけども、そういった地域の連携もしくは、人との連携は本当に必要不可欠になってくる。

そしてその一步を迷う人への押し出しみたいな役割は、非常に必要なのかなど。もちろんグループホームの世話人というのも必要事項ではあると思うんですけども、まさにその支える側と押し出す側のケアが重要かなと感じております。

高橋会長

そういうことも踏まえて、部会長さん何か一言よろしく申し上げます。

三宅委員

ありがとうございます。先ほどの地域生活支援拠点のところでもありましたけれども、体験の機会の提供というのがやはりとても大切だなと思っていて、入所施設で暮らしていらっしゃる人にも、いろんな暮らしを経験して、どれがいいですかというふうにお尋ねをすると、多くの方は、小さな集団で暮らすことがいいとおっしゃるので、それは言葉が出ない方は態度で示されたりするので、そんな積み重ねをすれば、どこで住みたいかというのは当然分かってくることだと思います。やはりその仕組みを作ることかなとは思いますが。

高橋会長

ではそういうふうなことも踏まえて、今後の取組みを進めていただけたらと思います。

あと、重度心身障害児者については、今年度は部会としては取り組まないということです。この件について、何か御意見があれば事務局の方に仰っていただければと思います。

議題（２）愛知県障害福祉計画について

ア 第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

イ 第５期愛知県障害福祉計画の策定について

資料３ 第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

資料４ 第５期愛知県障害福祉計画の策定について

高橋会長

続いて、議題２、愛知県障害福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

加藤課長補佐

障害福祉課加藤です。座って失礼します。よろしく申し上げます。

障害福祉計画につきましては、平成２７年から平成２９年度までの３年間の計画期間としております。

大きく４つの目標を掲げておまして、目標の１点目、（１）福祉施設入所者の地域生活への移行でございます。

成果目標①といたしまして、平成２５年度末から平成２９年度末までの地域生活移行者数、こちらにつきまして、目標１,１１７人に対しまして、２８年度末までの３年間の実績が９６人でございます。

計画期間は先ほど申し上げましたとおり、２７年度からの３年間でございますが、こちらの目標設定につきましては２５年度末から２９年度末までの４年間にしておりますので、ご承知おき願います。

成果目標②、２９年度末までの施設入所者数の削減数を１５８人とするものがございます。平成２８年度末までの実績は１０３人となっております。

２ページを御覧ください。（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行でございます。数値目標は３つございまして、いずれも２９年度における、①入院後３か月経過時点の退院率の目標値が６４パーセントに対しまして、２８年度実績が６３パーセント、②入院後１年経過時点の退院率が目標値９１パーセントに対して２８年度実績は９１.４パーセント、③２９年６月末の時点において長期の在院患者数の２４年度６月末時点からの減少率の目標値が１８パーセントでございますが、２８年度実績は６.４パーセントとなっております。

資料右側の評価と分析の囲みがございます。成果目標の①、②については目標値どおりの成果でございますが、成果目標③につきまして、計画最終年

度における目標値の達成は厳しい状況がうかがえます。新しく長期在院者となる患者が減少傾向にございますものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことが要因であると考えております。

2枚めくっていただきまして、4ページになります。

(3) 地域生活支援拠点の整備でございます。成果目標は各市町村または各障害保健福祉圏域で地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するというものでございます。

28年度までに、名古屋市、豊橋市におきまして各1か所の整備状況となっております。下の表にございますように、今年度22市町村、30年度11の市町村で整備予定がございます。

圏域会議を通じまして市町村の取組状況を把握しながら地域アドバイザーの皆さんと取組を支援してまいりたいと考えております。

次の5ページをご覧ください。

(4) 福祉施設から一般就労への移行でございます。

ここでも3つの成果目標を設定しております。①一般就労移行者数は、29年度末における目標値が1,178人のところ実績は948人で行いました。年々増加傾向にございまして、その要因といたしましては法定雇用率の引上げや30年度から法定雇用率算定基礎に精神障害者が加えられたことによりまして、企業の雇用意識が高まっていること等が推測されます。②就労移行支援事業利用者数は29年度末利用者数が2,374人の目標に対しまして、実績は1,702人となっております。進捗はやや遅れておりますが、理由としまして、就労移行支援事業所数が伸び悩んでいることが挙げられます。成果目標③は就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所の割合、目標5割以上に対しまして実績4.8割となっております。

資料左側のイにこちらの達成状況を記載していますが、3割以上を達成した事業所が70か所ある一方で、移行率0という事業所が37か所と両極化しています。

次の6ページをご覧ください。障害福祉サービス見込量に対する利用状況でございます。3期計画の初年度、24年度になりますが、それと比べますと、一部を除きまして、各サービスともサービス利用実績等は伸びています。概ね第4期計画で見込んだサービス量の近似値となっております。

次の7ページですが、こちらは圏域別のサービス見込み量と実績を重ねた表となっております。こちらは後ほどご確認いただければと思います。

説明を続けさせていただきます。

第5期愛知県障害福祉計画の骨子案についてでございます。

1 骨子案作成の考え方でございますけれども、5期計画は4期計画の内容を基本といたしまして、国の基本指針に即した作成をしております。

4期計画からの変更点でございますが、昨年6月児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたということです。

4期計画においても障害児支援体制の整備について対応しておりますが、この部分を拡充いたしまして、次期計画におきましては、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に作成しております。

また国の基本指針、本年3月に改正されましたが、次期計画に盛り込むべき成果目標・活動目標が示されております。必要な項目追加、見直しを行うこととしております。

計画の骨子案につきましては資料右側に章建ての案を記載させていただきました。新設項目について四角で囲んだ注釈をしておりますのでご確認をお願いします。

2ページをご覧ください。

4期計画からの変更点、こちらを中心に項目別の記載事項を説明させていただきますと思います。

こちら2ページの右側、6区域の設定でございます。

障害福祉圏域につきましては、従来から二次医療圏、老人保健福祉圏域と同一の圏域を設定してまいりました。30年度から二次医療圏が見直され、名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合される予定でございます。引き続き福祉と医療、介護の適切な連携が必要でございますことから、障害福祉圏域につきましても見直しの調整を進めてまいります。

3ページをご覧ください。第4章地域生活への移行等についての成果目標の設定と取組施策でございます。1福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。引き続き、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減について目標設定を行います。地域生活移行者につきましては国指針で9パーセントという基本値が示されておりますが、4期計画の進捗状況が進んでいない状況でございます。5期計画におきましては、達成に向けた取り組みと合わせまして、しっかりと検討していく必要があると思っております。このページの左側中ほど、目標達成に向けた施策の方向性という欄がございます。これ以降同様の記載部分がございますが、今回骨子案ということで、現時点では4期計画を基本に、項目のみ記載しております。具体的な内容につきましては、今後行います計画素案の作成段階で検討してまいりたいと考えております。

すのでよろしく申し上げます。

右側の2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。

今回、国指針で新たに示された項目でございます。計画的に地域における基盤整備を行うため、各圏域・市町村において関係者の協議の場を設置することや、入院後6か月時点の退院率等について目標設定を新たに行います。

資料を2枚おめくりください。

左側5障害児支援の提供体制の整備等でございます。

障害児福祉計画といたしまして内容を拡充する項目ございまして、成果目標として、児童発達支援センターや保育所等訪問支援、それから重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を設定したいと考えております。

右側に移ります。

第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等でございます。

国指針に即しまして、新たな活動指標を追加するもので、囲みの中の（7）就労支援の指標や（8）発達障害者等に対する支援の追加などがございます。

2枚おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項でこちらも新たに設ける章となります。

障害者差別解消法、差別解消推進条例、手話言語・障害者コミュニケーション条例のことなど、障害者への理解促進、生活支援のための環境づくりを始めといたしまして、文化芸術活動支援、事業所における利用者の安全確保などを項目として位置付けることとしております。

もう1点説明をさせていただきます。参考資料の4をご覧ください。

福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査でございます。この調査につきましては、障害者支援施設に入所してみえる方のニーズを把握するため行った調査ございまして、課題の整理や取組検討、5期計画における成果目標の設定に際しましての資料とするものがございます。

質問項目につきましては、障害者施策審議会並びに、本協議会の地域生活移行推進部の会長等のご意見を反映させていただいた経緯がございます。

調査期間でございます。本年5月9日から6月28日まで、県内の障害者支援施設に入所し、県内市町村で支給決定を受けている方3,859人を対象に電子メールにより調査をいたしました。

回答にあたりましては、対象者が多いこと、重度の方が多く意思表示が困難な方がお見えになることから、施設職員の方に御本人御家族の意向を踏まえていただいた上で回答をお願いしたものです。

調査の結果でございます。対象者全員分の回答を回収しましたが、設問によっては未回答の方がおみえでした。平均年齢が51.6歳、障害区分5と6の方が占める割合が81.5パーセント、障害種別につきましては知的障害の方が最も多く、次いで身体障害の方となっております。

本日お配りしている資料ですが、まだ速報版でございまして、一部分のみの結果となっております。調査結果の分析につきましてもいましばらく時間をいただきたいと思っておりますのでご了承ください。

問10 ご本人に対する質問でございますが、これからどこで生活したいと思えますか？との質問に6割の方が、今いる施設で生活していきたいと回答しております。違うところで生活したいと回答した方は2割となっております。

右側です。こちらは施設職員による回答でございますが、問14 地域生活への移行に関するご家族の意向として、施設の生活を希望する方が67パーセント、地域で安心・安全な暮らしができるのであれば地域での生活を希望する方は3パーセント、未回答が25パーセントという結果でした。

問17 現在の地域における障害福祉サービスの利用により、地域生活へ移行することが可能と考えられますかとの質問につきましては可能が12.5パーセント、困難が63パーセントでした。

問18 困難とする理由について、現在の地域における環境では、現実的には厳しいとした方が78パーセント、ご家族の強い意向が53パーセント。

問19 です。現在の地域における環境では厳しいと回答した方に、どういったサービスや支援が充実すれば、移行が可能となる見込みがあると思えますかと質問したところ、24時間ケアが行える体制の整備が77パーセント、ご本人のことを理解し、継続的にかかわる人材の確保が55パーセント、グループホーム（身体介護・夜間支援あり）の充実が53パーセントとなっております。

問20 です。地域生活移行に向けて、特に調整を要する事項・課題について、ご家族の理解と協力57パーセント、ご本人が地域生活に向けた意思を持つこと39パーセント、入所施設における地域生活移行を推進する意識の醸成・支援こちらが32パーセントという結果となっております。

今説明いたしました5期計画の骨子案と、こちらの調査結果につきましては、先週13日に開催されました障害者施策審議会の計画策定ワーキンググループ、こちらに提出して、御審議いただきました。

当日は地域生活移行について、まず保護者を安心させることが必要であり、

体験の場を増やすことが必要であるといったご意見や、地域の事業所で医療的ケアを受けられることを可能にする必要性、またグループホーム運営に必要な人材が不足しているなど、地域生活を支援する人材確保が必要等のご意見をいただいたところでございます。

いただいたご意見の、計画への反映を始めまして、引き続き施策審議会、自立支援協議会の皆さんのご意見をいただきながら、3月の策定、公表を目指してまいります。

また、本日机上配布させていただいております、骨子案に対するご意見を記載いただく用紙というものをお渡しいたしました。会議終了後で結構ですので7月末までにご提出いただければと思っております。説明は以上です。

高橋会長

ありがとうございました。まず第5期の障害福祉計画の検討に向けて、基礎となる現状のデータを示していただきました。それを踏まえて第5期計画の概要について説明していただいたと思います。

この第5期計画につきましては先ほど話もありましたが、先週施策審議会のワーキンググループで、最初の検討を行いました。活発な議論を行ったところであります。

障害福祉計画は御存知のとおり、総合支援法に基づくもので、本審議会の意見を聞かなければならないものです。自立支援協議会に課せられた責務は大きなものがあります。皆さんに、しっかりと御検討いただいて、より良い計画となるようにしていきたいと思っております。

ついでには、最初に第4期の達成状況について、御意見御質問があればまずお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

高柳委員

精神障害者家族会連合会の高柳と申します。

いろいろ意見を言いたかったり、お聞きしたいことがありますが、端的に第4期計画の今の状況の2ページ(2)アの③の中の長期在院者数の問題ですが、6.4パーセント、18パーセントの目標に対して6.4パーセントというのは、長期在院者にとって病院からの退院がいかに難しいのかという問題で、私はこれを全国の死亡退院数を時々お聞きしたりして、今日は数字が未だ出ていないようで、調査はされたようですが、全国では2万人というのが、平成24年ぐらいだったかと思うんですが、1年間にそんなに大勢の方が入院、精神科病院に入院している人の死亡がある訳で、愛知県の中でも相当あると。だいたい全病院40幾つある精神科病院で1人ずつくらいは多分あるだろうと

いうふうに思うのですが、死亡退院に入っているかどうか知りませんが、こういうふうになかなか退院できないということで、私どもの組織としては、愛家連としましては、アクトのような、地域での退院を促進して、退院して地域での生活をする。この地域移行の推進ということのかなりの部分は精神が占めているのではないかと思うんですが、どういう訳か自立支援協議会ではそういうふうにならない。これは私のいます豊川市でも自立支援協議会でもそうならないんですね。就労部会でも、地域生活部会でもそういうふうにならない。精神のことが。私はそれで例えば豊川市ではそれでいいと思っ
ているんですけれども、精神部会が要るのではないかというふうに考えていま
して、名古屋市の状況を調べさせていただいたら、3つの区で精神部会を、
専門部会として精神の部会を今のところ作ってみえるようなんですけれど、そ
ういうことを私は感じて調べるような状況があるということなんです。

それで今端的にアクトの状況がどうなっているのか。第5期計画ではどう
するつもりなのか。ちょっと教えていただきたい。これが質問です。

高橋会長

よろしく申し上げます。

古橋室長補佐

こころの健康推進室 古橋です。

今御質問のありましたアクトの状況についてですが、第4期計画におきま
しては、アウトリーチ、アクトを含むアウトリーチのチームについて2つ設
置するということを目標に掲げておりました。

現状では、県内ではアウトリーチとしまして県立の精神科病院であります
精神医療センターのみが、多職種チームによります包括的な支援を行うア
クト、この取組を行っているのが現状でございます、2つの設置には至っ
ていない状況でございます。

アクトにつきましては、実施に際しまして、やはり多くの人員が必要とな
り、診療報酬上の均衡がちょっと難しい状況にあるためその普及が進まない
理由の一つではないかというふうに考えられます。

国においても28年度の診療報酬の改定におきまして、要件等を見直してア
クトの設置が進むような改正も行っておりますが、依然としてまだ十分な体
制・活動ができる状況にはないという意見もいろいろなところからいただく
ことがございます。

こういった制度上の課題もありまして、なかなか現行の目標数に達するこ
とは難しいかと思っておりますが、県としましては、まず取組としてはアクトに理

解を十分にさせていただくということが重要であると考えておりますので、アウトリーチの普及啓発事業、家族会等にも御協力をいただきながら、そういったことを続けて支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

それを踏まえての第5期計画でございますが、協議会や施策審議会において御意見をいただきながら、現状を踏まえた目標設定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

手嶋会長

椛山女学園大学の手嶋です。

支援拠点は名古屋市さんが頑張っていたいただいて達成しているということで、愛知県のほうから報告はしにくいかと思っておりますので、ぜひ、どのような形で整理されたのか、折角作られたわけですので、その成果をどのような形でモニタリングをされる予定なのか、少しアドバイスをいただければと思います。

高橋会長

それでは名古屋市からよろしく申し上げます。

竹中委員代理

名古屋市健康福祉局障害者支援課で、申し訳ありませんが今日は課長の代理で認定支払係の竹中が出席しておりますが、私も担当係ではないものですから拠点の議論のほうは加わってはきているところなんですけれども、なかなか名古屋市としても、この拠点整備の位置付けといいますか、そういうものが、まだはっきりしていない部分がありまして、どちらかと言いますと、大規模のグループホームを作りたいという事業者とのご相談の中で、拠点という方式でやっているというのが現状ではないかというふうに思います。

ただ、それでは今後の、これからどう整理をしていくかというところでは不十分なので、内部でいろいろ議論はしているところで、有機的に、基幹の機能ですとか、相談支援事業所の機能を面的にどう有機的に、機能を拠点とは何かというところを今まさに議論している最中で、悩みながらというところにして、拠点とは何かというものについては皆さんとも意見交換をしながら進めていきたいというところで、すいません。不十分な回答で申し訳ありません。

高柳委員

今の話に関連して、東三河南部圏域の地域アドバイザーもお見えになるので、お聞きしていいでしょうか。

高橋会長

東三河南部圏域の地域アドバイザー、取組についてお願いします。

江川アドバイザー

東三河南部圏域で地域アドバイザーをしております江川と申します。私、昨年度まで豊橋市の総合相談支援センターのセンター長をしております。豊橋市は昨年度、地域生活支援拠点を設置しております。

設置するときもちろん、豊橋市の中でいろんな議論がありました。なぜ設置したかという、設置する前には地域生活支援拠点の機能、相談機能、体験機能、緊急時の保護の機能、専門性、体制整備というところを資源調査をして、足りない機能を洗い出しました。

決定的に足りない体験の場、これが揃わなければ生活支援拠点ができないということで、27年度に体験の場を設置して、5つの機能がとりあえずできたと、できた段階で地域生活支援拠点ができたということにしようということになりました。

というのは、この場でもよく出ていますように、地域生活支援拠点のゴールというのは見えない。見えないままで、足りないところをどこまで整備しても地域生活拠点ができない。いつまでもできないというのであれば、設置して、設置した上で毎年モニタリングをしながら、足りない機能を補っていきながら、見えないゴールを目指していこうというスタンスです。

ただ設置して終わりではいけないということで、その5つの機能について、例えば相談については、障害の特性に応じた相談をちゃんと応じているか。相談ができる体制ができているか。体験の場合については、その方の障害特性に応じた体験の場ができているか。自由に地域生活に移行できる現実に即した体験の場であるかというようなチェック項目を作りました。

それについて、年に1度、これはまず相談員だけなんですけれども、市内の相談支援専門員の皆さんに評価をしていただいて、それを集計して相談支援専門部会でまた改めて協議をして、ひとつひとつの機能を上げていこうという取組をしております。

というところで今、模索しているところではありますが、作って、今評価をして、一つずつ積み重ねていこうという取組をしているところです。

高橋会長

ありがとうございました。よろしいですかこの件に関して。

坪井委員

豊田西病院の坪井と申します。

今の豊橋市の取組はとても大事なことだと思うんですけども、名古屋市だと200万人ぐらいの人口がいますけれども、この圏域では数10万の人口になるので、そうすると豊橋市のようなところで、いろいろこう先進的な取組をされているというのはモデルになるのではないかと思うので、具体的にこの地域生活支援拠点というのを、実施母体というのか、どういう属性のところか実施しているのかももう少し具体的に教えていただけないかなと思います。地域の精神科のほうでも地域包括ケアシステムというようなことが進められているので、それを考えていく上でも非常に大事なことだと思うものですから、もう少し具体的に、実施団体、所属団体とかどういったところがやっているのかといったところを少し教えていただければと思います。

高橋会長

では簡潔にお願いします。

江川アドバイザー

豊橋市の場合も、もちろん整備の形態は「面的整備」になりますので、やはり中心は豊橋市ということになっています。実際に5つの機能を回すために大事なものは、経験上基幹センター、やはり基幹センターと行政が中心となって推進しているイメージだと私は認識しております。それをサポートしていくのが委託の相談支援事業所、そして指定の相談支援事業所、それに協力して当事者団体から御意見をいただきながらというようなイメージで動いていると私としては認識しております。

高橋会長

ありがとうございました。時間がだいぶ過ぎました。

骨子案について、1、2御意見をお伺いしたいと思います。その他、御意見があれば、書面で事務局の方にお寄せいただければと思いますのでよろしくお願いします。

玉木委員

玉木です。昨年この会議に来させていただいたときに、この後も教育委員

会から特別支援教育の推進計画の状況など御報告があると思うんですけども、骨子案との整合性というのは、折角その、どこの都道府県でも障害福祉計画を立てると、概ね別々で立てるところは少なく、その場合は計画の中で一本化されて、障害児福祉計画も書いていくということで、2ページの「基本的な理念」と、「基本的な考え方」の中で、⑥新規で、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援しますと書いておきながらですね、中身的には、保育所等訪問事業とか、放課後デイサービスとか、児童発達支援センターとか医療的ケア児の支援とか、いわゆる福祉サービスとか、医療サービスのみの計画が書かれていると、でもこの中ではやはり教育の事もしっかりと押さえながら、医療と福祉と教育がしっかりと連携しながら、子どもの育ちを応援していくんだということをきちんと明記していくべきではないかなと思います。

県の総合教育基本計画があるんですけど、その教育のほうの計画と障害福祉計画との連動性なんかを今後どう考えていくのかということをお聞きしたいなと思います。

高橋会長

障害福祉計画の対象とする範囲、それから障害者計画との違い、そして県の特別支援推進計画「愛知・つながりプラン」との関係について、それぞれ説明していただけますか。

加藤主幹

障害福祉課加藤です。障害福祉計画を今年度策定してまいりますけれども、教育との連携は本当に大事だと思っております。

今回の障害福祉計画は障害者総合支援法に基づいて、いわゆる障害福祉サービスを中心とした計画になっておりまして、一方、障害者計画は障害者基本法に基づいて、障害者施策全般にわたって記載をしていく計画でございます。愛知県でございますと、平成28年の3月に「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定いたしました。こちらを障害者計画として位置付けておりまして、その中の5つの柱の1つに特別支援教育の充実を掲げております。5つの中で確か1番最初に特別支援教育を、教育との連携を掲げていまして、そこに愛知・つながりプランとの関連性をしっかりと明記しております。

今回、障害福祉サービスを中心とした障害福祉計画を策定してまいります。教育との連携は本当に欠かせないものであると考えております。今ご提言いただいたことも踏まえて、今後計画の素案をまとめてまいりますので、しっかりと検討して、しっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

高橋会長

よろしいですか。特別支援教育課のほうからコメントありますか。

神本主査

特別支援教育課の神本と申します。

平成26年3月に策定をしました愛知県特別支援教育推進計画、通称愛知・つながりプランといいますが、それに沿って進めております。今年度に入りまして、次期特別支援教育推進計画の検討に入りました。今言われたような福祉・医療とそれから教育の連携というのは十分大事だと思っております。

そういったことを念頭に入れながら、次の推進計画に向けて、いろいろな課題を洗い出しながら、その連携の部分も取り入れていければと思っております。また今後、皆様方の御意見等もいただければというふうに思っております。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。もう一つぐらいお伺いして、次に移りたいと思います。

手嶋委員

二つのお願いと一つの確認です。簡単に言います。

一つ目のお願いが、骨子案の第4章の5つ目にあります障害児の体制整備のことです。これはこども子育て支援計画という計画が市町村の方で5年計画で立てられておりまして、その関係性を市の担当者がすごく今、悩まれています。整合性をどういうふうにとったらいいんだろうか、というところと、その計画を立ててらっしゃるセクションがそれぞれ違うものですから、この計画の中にどのように刷り込むのか、ということをお悩んでいらっしゃいますので、ぜひそういった質問があった時には、アドバイスをさせていただきたいというふうに思うのが、1点目のお願いです。

2つ目が8章の障害のある人の権利擁護というところで、その細かい文章が7ページのところにありますが、囲みのところに(5)として成年後見制度の活用等権利擁護の推進と書かれているんですが、ここにぜひ、日常生活自立支援事業という文言を入れていただきたい。つまり成年後見制度や、日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進という形で盛り込んでいただけないかな、というふうをお願いをしたいと思います。

最後に1点確認なんですけど、第4章に戻るとは思いますが、2つ目の精神

障害の方に対応した、今回初めてですね、するりと、地域包括ケアシステムなんていう言葉が入りました。それまでは前回の部会の方で地域生活移行推進部会からも報告ありましたように、精神障害者の地域移行支援と言っていたのが、いつの間にか包括支援という言葉に変えられています。この中身を見ますと、協議の場を設けるということが、どうも主な中心のように見受けられます。市の方からはこれ以上、協議の場を設けないでくれと。ただでさえ自立支援協議会、何とか協議会でてんてこ舞いな中で、精神の方をまた分離した形での協議会をまた設けるのかというような、悲鳴のような声が私の方にはよく聞こえてまいりますので、そういったところでの人材が限られている中で、この協議の場を、包括支援ケアシステムということはどう考えていらっしゃるのかというところなんです。それをすることによって具体的に何が変わるのかと、いわゆる第4期の報告にあります長期在院者の方が、実際にこの協議体を作ることによって減るのかどうか、というところを目標にするのか、他のことを目標にするのかを確認したいと思います。

高橋会長

よろしく申し上げます。

古橋室長補佐

今ご質問いただきました協議の場についてでございますが、もちろん県レベルでの協議の場、あるいは市町村レベルや圏域レベルでも、それぞれ協議の場を設置することが、国の基本指針では示されております。

今ご指摘のありましたとおり、もう既にそうした協議の場というのは、市町村然り、いろんな形であると思います。ただ精神の部分について弱い部分があるのは事実かなという点もございますので、精神障害者への支援の視点をしっかり持って、新たな協議の場という形ではないにしても、しっかり協議をしていただきたいというのが趣旨かなというふうに考えております。

また地域包括ケアシステム、これはご指摘のとおり、国の方が新たな政策指針、政策課題ということで、急遽こういった名称で、我々にも示されたということがございます。高齢者の地域包括ケアシステム、それ以外にも今、さまざまな対象について地域包括ケアシステムの構築というのが掲げられているように聞いております。こうした基本は医療、保健、福祉の連携ということが、住まいの場も含めてですが、そうしたものが地域包括ケアシステムのポイントになると思いますので、こういった対象の方でも、そういった視点は必要かなと思っております。それが直ちに先ほどお話がありました長期在院者の減少につながるかということとはございますけれども、やはり精神の

場合ですと、医療と福祉の連携というのは、他よりも重要な視点ではあると
考えておりますので、そういったことを続ける中で、少しでも長期在院者が
減少していくことを目指していきたいと考えております。

高橋会長

ありがとうございました。まだまだご意見はあるかもしれませんが、
次に移らせていただきます。御意見があれば、先ほど申しあげましたように、
書面で事務局の方にまた提出いただければなと思いますので、よろしくお願
いします。

議題（3）障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

資料5 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

高橋会長

障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について、事務局から説明を
お願いします。

伊藤課長補佐

それでは事務局から説明させていただきます。

資料5 平成29年度第1回障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況等
報告、1枚ものの資料をご覧ください。

地域アドバイザー会議は5月30日に開催をしました。今後10月、1月にも
開催を予定していきます。

昨年度、いろんなところで指摘がありまして、報告が中心となっているの
では、報告会になっているのではという指摘がスーパーバイザーからもあり
ましたので、今年は論点を絞るために今年から運営会議を会議開催前に行う
ことにしまして、活性化に向けて議論を始めているところです。

資料は今年度1回目までの検討状況をまとめたもので、主に、基幹相談支
援センターの役割と地域アドバイザー業務の連携のあり方についてなどが議
論になっております。

趣旨としては、左上「検討内容」の枠の中にありますとおり、業務が重なっ
ているところ、センター業務とアドバイザー業務が重なっているところがあ
るので、そこを整理しようと、地域アドバイザーの本来業務があいまいになっ
ているのではないかと。役割、連携を検討しましょう。というのが検討の内容
でございます。

主な意見としては、業務の明確化が必要になるということであったり、圏域内で相談支援業務の市町村毎の力量に差があるので、格差をなくすことが地域アドバイザーの役割ではないかとか、一般の人にも分かりやすく、センター業務を整理してほしい。自立支援協議会のブラッシュアップが人材育成のためにも必要で、そのためには基幹相談支援センターが必要であるとか、地域アドバイザーとしては市町村をつないで、圏域単位での課題の整理、課題解消に向けた研修を行っていくことが必要であるとの御意見をいただきました。

また、一番下のところですが、スーパーバイザーからも意見をいただきました。センターのないところに、看板にはこだわらずに、センター的機能をどう作っていくかが重要であるという視点でありますとか、補完性原則ですね、市町村でできること、圏域でできること、市町村でも圏域でも対応できない問題をきちんと分けて、そういった課題を地域アドバイザー会議で検討した上で、県全体で考えなければいけない問題を協議会上げて議論していくことが必要であるとの視点ですとか、基幹相談支援センターがある地域でも、地域アドバイザーはつなぐ役割、県と圏域をつなぎ、また地域をつなぐ役割を担うので、市町村の自立支援協議会での発信であるとか、圏域や市町村の思いを県につなぐ役割を地域アドバイザーに期待したいというような御意見がございました。

それを踏まえまして、右上のところ、今後の取り組みとしてですが、まずはどこでも指摘されているところではありますが、業務の重複を把握し、両者の役割分担を整理するということが、次に、地域アドバイザーから基幹相談支援センターに対して、業務ごとにどのような働きかけを行っているかを調査するということが、その次に、センターが整備されていない市町村について、基幹相談支援センターを代替する役割にはどのようなものがあるかを検討しまして、設置に向けてどのような働きかけをするかを検討する。そして、業務を充実させるためにできることは何かということを検討していくのを今後の地域アドバイザー会議の取組として行っていきたいと考えて進めております。以上が、相談支援アドバイザー会議検討状況等のご報告です。

高橋会長

ありがとうございました。2つの部会と並んで、非常に重要なアドバイザー会議の取組状況についてご報告をいただきました。何かありませんでしょうか。基幹相談支援センターの業務と地域アドバイザーの業務の重複の問題、これはある程度地域の体制整備が進んだ段階で起こってきた問題かなと思うんですけども。

松下委員

松下です。基幹相談支援センターの業務とアドバイザーの業務が重複するという話ですけれども、例えば研修はどの講師も同じなんですけど、その力量を持っている方はどうしても限られていて、その方にいろんなことが集まっていってしまうという傾向があるので、もしかしたら、その基幹センターが設置されているところで、それを運営されている方がやはり力量を持っているのでアドバイザーをされているということになると、結果的に重複しやすいという方向性になるのだとしたら、そもそもアドバイザーの役割って何だろうかということの整理につなげていく必要があるだろうなというふうには思うんですね。

併せて、次のアドバイザーを担っていけるような方も、次世代育成というものもやっていかないと、たぶんずっとその方がやり続けなくてはいけない。本当に消耗しきってもう代替えがきかない状態になっていて、バーンアウトしていってしまうということが、結果としてその圏域にとって不利益になるんだとしたらもったいないかなというふうに思うので、その辺の業務整理ということも少し、ある特定の方に固まってしまっている可能性があるんだということも踏まえながら、整理されるといいのかなと感じました。

高橋会長

ありがとうございました。何かコメントありますか。

伊藤課長補佐

次世代の育成ということと、どうしてもある方に集中してしまうということ、それは今話をさせていただく中でも、圏域によっても活動のばらつきというのはあるなという話は中に出ておりますので、今いただいた視点も踏まえまして、検討をこれからさせていただきたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。まだご意見あるかもしれませんが、この辺で時間もだいぶ過ぎましたので終わらせてください。各アドバイザーの皆さん、検討を引き続きよろしく申し上げます。

報告事項

- (1) 愛知県特別支援教育推進計画の推進方法の目標及び進捗状況について

資料6 愛知県特別支援教育推進計画の推進方法の目標及び進捗状況について

高橋会長

それでは報告事項に移らせていただきます。

まず、事務局から報告事項についてよろしく願いいたします。

尾崎主任指導主事（特別支援教育課）

教育委員会特別支援教育課の尾崎と申します。本日は鈴木主査の代理として参加させていただきました。よろしく願いします。

まず先ほどの、福祉と教育との連携という点ですが、本課が関わっております愛知県特別支援教育連携協議会でも、福祉、労働、医療の連携が課題となっております。今後も更なる連携を進めていきたいと考えております。ご指導のほど、よろしく願いいたします。

それでは資料を御覧ください。

資料6の左側のページをお話しさせていただきます。

愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況についてです。

まず、幼稚園、小中学校、高等学校に関わる部分を中心に報告させていただきます。

1の各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率についてです。幼稚園、小中学校、高等学校における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、表のとおりとなっております。

この調査は、作成する児童生徒数を分母、「作成している」と回答した児童生徒数を分子として割合を算出しております。

今後も、教育支援リーフレット等を活用し、個別の教育支援計画を作成することの長所等を保護者へ伝えていくことで、作成率の向上を図ってまいります。

2の中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の、高等学校等への引継ぎについてです。引継ぎ率は41.4パーセントとなっております。特に公立高校、私立高校への引継ぎは低くなっております。

数値が下がった要因につきましては、平成27年度に作成が必要な生徒が499人のうち、引き継いだ件数が175件だったのに対して、平成28年度は作成が必要な生徒が1,075人のうち、引き継いだ件数が222件でありました。個別の教育支援計画が必要な生徒が2倍以上と大幅に増えたことと、それに対して引継ぎの件数こそ増加していますが、それに伴うだけの引継ぎが十分になされなかったということが理由として考えられます。

各中学校へ支援情報を確実に進路先へ引き継ぐことの必要性を伝え、引続き率の向上を目指していきます。

3の特別支援教育に関する研修会への参加率についてです。

今後も様々な役割、立場に応じた研修会を実施し、内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する研修を受講したことがない教員が研修に参加できるよう、市町村教育委員会を通じて各学校へ呼びかけていきたいと思っています。

4の特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率については、22.1パーセントとなっており、まだまだ全国平均を下回っております。

課題としましては、特別支援学級担当教員については、免許取得の法的義務がないこと、また特別支援学級担当教員については、数年で通常の学級担任へと交替してしまうことが考えられます。

今後も免許状の保有率が上がるよう、認定講習の受講等を呼びかけてまいります。

5の小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流についてです。昨年度より人事交流の人数は増えており、教員の専門性向上に役立っていると考えております。私からは以上です。

神本主査（特別支援教育課）

特別支援教育課の神本です。

私からは、資料右側の特別支援学校における実施状況を報告いたします。

まず、1の重複障害学級の増設についてです。平成26年度までの基準を見直しまして、昨年度から(1)と(2)を増設いたしました。現在も子どもの実態に応じた重複障害学級の設置に努めております。

次に2の専門性の向上というところがございます。(2)のウにありますように、本県特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均より10ポイント以上低い状況にあります。保有率の向上に向け、上のアにありますように、平成27年度から、新規教員採用選考試験におきまして、特別支援学校教諭免許状を保有している方を対象とした特別選考を実施しております。また、イにありますように、平成30年度からの内容ですが、免許状保有・取得を条件とした採用も実施をしていきます。この免許状の保有につきましては、喫緊の課題だと考えております。昨年度は機会のある毎に校長会でも話をし、文書としても依頼をしました。各関係機関とも話を進めてまいりました。

今年度につきましては、愛知教育大学の公開講座がございますが、本県からの要請を受け、その定員の枠を広げていただき、さらに受講料の引き下げ

も実施をしていただいております。

さらに、特別支援学校教諭免許の未保有者に対しましては、取得についての年次計画を提出していただきました。その年次計画を基に、本県としての計画を現在立てているところでございます。

3点目ですが、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消につきまして、(1)のイとウにございますように、来年度は大府もちのき特別支援学校が開校いたします。次の年度には、尾張北東地区、これは瀬戸市ですが、ここにも新たな特別支援学校が開校する予定で、現在準備を進めております。

4点目ですが、長時間通学の解消については、スクールバスを計画的に増車してまいりました。

最後に就労支援についてですが、1の(2)にありますように、平成27年度、拠点校2校に1名ずつ、合計2名の就労アドバイザーを配置いたしました。実習先や就労先の開拓、企業等との連携につきまして専門的に現在も取り組んでおります。

簡単ではございますが、以上、愛知県特別支援教育推進計画策定後の施策の実施状況につきまして、報告をさせていただきました。以上です。

高橋会長

最後に資料がもう一つありませんでしたか。特別支援学校から小中学校への転向する児童生徒、皆さんありますか。それについてはいいですか。

神本主査（特別支援教育課）

もう1枚、平成28年度特別支援学校から小中学校に転学した児童生徒についての資料を準備しました。

これは昨年度、どのくらい子どもたちが、特別支援学校から地域の小中学校に就学、転学したか教えてほしいという要望がございましたので、それに基づいた資料としてここに載せてあります。今日は担当の鈴木が所用で来られませんので、この表の詳しい説明はできませんが、ここに載っている障害種別の人数のとおりでございます。

高橋会長

ありがとうございました。報告について何か。ではお二人だけお受けして終わりにさせていただきます。

川上委員

特別支援学校が増える、過大化による教室不足の解消ということで、左側3(1)ウ尾張北東地区、瀬戸で来年できるんですが、今年、進路説明会をやったときに、説明会の中でこの情報が全くなくて、高1の子がここに行く時には高3になっているということで、高3になって強制的に転校になるんでしょうかとか、スクールバスはどこに通るんでしょうかとか、そういう質問を、説明を受ける場がほしいという声があるんですが、その辺を市教委に聞くと、県教委から何も(情報が)ないものですからと言われるので、そういう説明会の情報は、どこかにあるんでしょうか、という質問がよくあるものですから、少し情報をいただけるとありがたいです。以上です。

神本主査(特別支援教育課)

平成31年度開校の新設については、昨年度までに、関係の市町村教育委員会や、新設の通学区域に在籍している保護者等には説明しております。ただそういった説明を、もっと知りたいという声があることも聞いております。今言っていたことも踏まえまして、さらに説明会等を適切に行っていくしたいと思います。以上です。

玉木委員

これは僕がよその県から来ているので、かなり厳しいことを言わせていただきますと、先日の内閣府の障害者政策委員会でも言わせていただいたんですけども、当たり前のように特別支援学校を新設していると、教室が足らんからとか、過大化してるからとかいうことで増えていってるんですけども、一方で2014年の障害者権利条約に批准して、そこにおいてはインクルーシブ教育を進めていくと書かれていて、新設をしなければいけない、その分析等がこの報告には全く上がってきていないので、増やさなければいけない理由が全く分からないと、冷静に考えて、肢体不自由が増えたから、視覚、聴力、病弱及びこれまでの障害者が増えたということではなく、おそらく発達障害と言われる人達が、高等教育を受けた際に特別支援教育が必要だということで増えていっていると、その辺りのこれからのインクルーシブ教育に向けた方策も含めて、何でこういう学校が増えていっているのかという分析をきちんとやっていただきたいなど。これは意見として聞いていただきたらと思います。

高橋会長

この件について。

神本主査（特別支援教育課）

来年度、再来年度開校予定の学校は知的障害の特別支援学校でございます。今現在、既にある知的の特別支援学校の教室がもう足りないという状況の中、教室を間仕切りにしたり、特別教室を普通教室に転用したりして、今しのいでおります。教室不足解消をまず図るための新設の学校でございますので、無計画に新設の学校をどんどん建てていくということでは決してございません。

さらに、新設ができればうちも入れるのかという問合せも非常に多くございます。今の特別支援学校等の現状と、それから障害のある方々、お子さんのニーズに添った形で計画を進めていると考えています。

高橋会長

よろしいですか。

玉木委員

先ほどの話と関係するのかもしれないですけど、地域移行の問題と、それから先ほど御報告いただいた特別支援学校から地域校に転学した数とかを含めて、こっちが進んでいない中で、特別支援学校を求めている、特に知的障害が増えている理由なんかも、やっぱりきちんと分析していただかないと。

必要だから、求められているから作るなんていうような形で、こうやって新設校を増やしていくというよりも、少しここは問題があるかなと、参考意見として聞いていただければありがたいです。

高橋会長

ありがとうございました。次期つながりプランは、いつ計画をされて、いつから第2期がスタートするのですか。

神本主査（特別支援教育課）

現在のつながりプランは平成30年度までの計画でございますので、次は平成31年度からの計画となる予定です。

今、そのための準備・検討に入ったところでございます。

高橋会長

来年度に、次期計画の検討をされるということですね。玉木委員の御指摘の点についても、そこの中で検討していただくということになるかと思えます。

高橋会長

ありがとうございました。この辺で愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきたいと思います。

様々な、有益な御意見等いただきありがとうございました。

事務局におかれましては、ぜひ今日いただいた御意見を素案づくりに活かしていただければと思います。また、両部会、地域アドバイザー会議におかれては、いただいた御意見等を参考にして、さらに活動の充実に努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。